



©よりぞう

<お取扱期間> **2026年4月1日(水)～2027年3月31日(金)**

対 象 商 品

スーパー定期貯金 1 年

**ご 利 用
いただける方**

個人のお客様

※金融機関(当 J A 含む)での相続手続き完了後、
1 年以内に相続により取得した資金を原資として
お預入れいただける方。

※既に当 J A にお預入れの相続人名義での預け替
えはできません。

お 預 入 金 額

100万円以上で相続により取得した金額の範囲内
とします。

適 用 金 利

適用金利は初回満期日までに適用され、それ以降
は自動継続時における店頭表示金利の適用となり
ます。

税 金

20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税と
なります。

※マル優扱いもご利用できます。

**中途解約時の
お 取 扱 い**

原則として出来ません。ただし、やむを得ず中途
解約される場合は所定の中途解約利率を適用させ
ていただきます。

**必要となる
書 類**

他金融機関で相続をされた場合は「相続手続
の完了時期」「相続人であること」「相続に
より取得した金額」が分かる①～④のいづれ
かの書類が必要です。

- ①遺産分割協議書の写し
- ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し
- ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義
の解約通帳または計算書の写し」
- ④「遺言書(公正証書遺言または検証済の自筆
証書遺言)」および「被相続人名義の解約済
通帳または計算書の写し」

そ の 他

- お一人様 1 回のみとします。
預入日が同日であれば複数契約可能です。
- 当 J A の定期貯金から本商品への預け替えは
できません。新規契約の方に限ります。
- 金利情勢の変更などにより適用金利の取扱い
を中止、または変更する場合があります。
- 本商品は貯金保険制度の対象商品です。
- 詳しくは店頭窓口へおたずねください。



てんどう

本所

金融部

TEL023-653-5110

担当